

上田貞次郎全集

第四卷 社会改造と企業

社会改造と企業

戦時経済講話

アダム・スミスの経済政策

その他



発行所 氏寄贈



大正8年 ワシントンにて

法學博士上田貞次郎著

社會改造と企業

東京株式會社同文館藏版

東京高等商業學校教授上田貞次郎著

戰時經濟講話

東京
合資會社
富山房發行

右、『社会改造と企業』（増補版，大正15年，同文館）の扉
左、『戦時經濟講話』（大正4年，富山房）の扉

凡例

一、本巻には概ね経済政策、社会政策に属する諸問題を取上げた上田貞次郎先生の主要著書並びに論文を収録した。しかし、日本経済の特質に深く関連するものは、第七巻に譲っている。ここに収録した分と内容の殆んど重複している論文並びに比較的重要でない論文は割愛したが、それ等の題目は本全集最終巻の「著作目録」についてみられたい。

本巻の内容は、昭和十八年から十九年にかけて第二巻まで出版されたあと戦災のため中絶の止むなきに至った前回の上田貞次郎全集の、第四巻「経済政策」として刊行すべく収録整備されていた著書論文の目録に主として随い、これに数篇を追加したものである。

二、本巻に収めた単行本は二冊であるが、そのうち『社会改造と企業』は、大正十年の初版本ではなく、増補改訂された大正十五年版に拠った。また『戦時経済講話』は第一次大戦を取扱った大正四年の著作である。このほか昭和十三年には先生の編著になる同名の論文集が出ている。このなかの先生執筆の巻頭論文が本巻には「戦時経済の輪廓」として第二部の最終に収めてある。

三、著書論文は、内容からみて便宜上これを三部に整理した。主として社会主義及社会政策に関連するものを第一部に、戦時経済を取上げたものを第二部に、概ね一九三〇年代の経済政策を取扱ったものを第三部に集め、社会事業講座に寄せられた「経済学概論」も便宜上こゝに収めた。

四、著書論文を収録するに当っては仮名使い、送り仮名、使用漢字など原則として基礎資料となった出版物のそれに従い、全体の統一を求めることをしなかつた。ただ明らかに誤植と認められるものは訂正した。

また第二部の「英国における戦時勤儉論」は片仮名の論文であったが、本巻では平仮名に改め、第三部の「米国の景気挽回策」は片仮名横書き特殊の仮名使いであったが、本巻では仮名使いはそのまゝとし、平仮名縦書に改めた。

五、引用されている法律等も、執筆当時のまゝとし、その後法律改正があつても本巻ではこれを改めないことにした。

六、外国人名、外国地名、外国語等も発表された出版物の表記をそのまま踏襲し、全巻を通じて統一することをしなかつたが、同一著書、同一論文の中ではなるべく統一することに努めた。

七、書名、雑誌名を表す括弧は『……』を用い、雑誌論文には「……」を用うることにした。

八、引用文、引用句、引用語は「……」の括弧で示すこととし、その中で更に引用されるものについては『……』を用うることとした。

九、本巻の編成は太田英一、松尾弘の両名が当り、校正は宇津木正を煩はした。

(太田英一、松尾弘 記)

總目次

凡例

第一部

社會改造と企業

社會主義と企業者の職分	一三
勞働者生産組合	二九
社會主義的産業組織に對するマーシャル博士の批評	五五
ギルド社會主義に對するウェッブ氏の批評	六九
ウキザース『資本主義辯護論』を讀む	八三
トナー氏著『獲得の社會』	一〇一
ジード及ウェッブ兩氏の消費組合論	一一三
英國に於ける最近の社會政策	一三三
租税と社會政策	一四三

官業會計法一新の急務……………	一五七
小工業問題研究……………	一六七
第一回國際勞働會議の顛末……………	一八三
國際勞働會議の由来……………	二〇二
アダム・スミスの經濟政策……………	二二七
實業家の社會的責任……………	二四六
今後の産業政策と社會政策……………	二五七
——日本は資本家を保護している——	
經濟政策より見たる火災保險問題……………	二六二
華府勞働條約と我邦の立法……………	二七五
公益企業の經營に關する質疑に對して……………	二八五
公益企業法案に就いて……………	二九二
國際勞働條約案の批准に就いて(再び)……………	二九九
勞働法規の實施と國際勞働會議……………	三〇五
勞働立法に關する國際的壓迫……………	三〇九

第二部

戰時經濟講話……………三三三

第一章 開戦前後の事情……………三三六

第二章 英國金融界の打撃……………三三〇

第三章 獨逸金融界の動員……………三三〇

第四章 外國貿易の動搖（英國）……………三三六

第五章 英國の食料及原料供給問題……………三四七

第六章 獨逸の食料自給策……………三六〇

第七章 戦時の勞働問題……………三七二

第八章 軍國の財政……………三八五

第九章 日本に於ける反響……………三九八

獨逸の戦時經濟に就いて福田博士に答ふ……………四〇九

英國戦後の經濟政策……………四二八

英國に於ける戦時勤儉論（其一）……………四三三

英國に於ける戦時勤儉論（其二）……………四三三

目次

英國政界に於ける労働黨の地位…………… 四三

英國労働組合の現状——コール氏及プランシャード氏の近著紹介——…………… 四六

戦時經濟の輪廓…………… 四六

第三部

歐洲における合理化運動…………… 四七

米及生絲の價格調節を中心として…………… 四八

自然的獨占品の價格統制…………… 五〇

米國の景氣挽回策——N・R・Aについて——…………… 五一

小額紙幣の發行と其將來…………… 五七

經濟學概論…………… 五三

解説…………… (太田英一・松尾弘) 五九

解 説

本巻に収めたものは単行本二冊と論文二三篇であり、単行本のうち一冊は、一三篇の論文を収めた論集である。これらに取上げられた問題は多岐にわたっているが、概ね経済政策の範囲に属する。しかし、経済政策上の問題でも日本経済の特質に深く関連するものは、第七巻に収めることになっている。執筆又は発表の時期は、大正三年（一九一四年）から昭和十三年（一九三八年）までの四分の一世紀にわたるが、論文数の略々三分の二は単行本と共に大正四年から十二年までの九年間に集中している。この期間に人類最初の世界大戦が勃発し、その終り頃にはロシアに「社会主義」革命が起こり、やがて民主主義、社会主義の運動、労働運動などが燎原の火の如く世界各地に拡がった。これらの運動は日本にも及び大正デモクラシー華やかな頃であったが、わが上田先生としても四十歳前後の脂の乗った壮年期に当る。その後昭和二年の恐慌、四年には世界不況、五年には金解禁によるデフレ、翌年には満洲事変の突発があり、日華事変後戦時体制に入った。この慌しい約四分の一世紀のあいだに先生の著書論文の多くが発表されたが、そのうち本巻に収めたものは、社会主義及社会政策に関するもの、戦時経済に関するもの、国際労働会議に関するもの、世界不況に関するもの、の四つの系列に一応整理できる。しかし内容からみて中心となるものは最初の系列に属するもの、わけでも単行本『社会改造と企業』に収められた諸論文である。

『社会改造と企業』の初版は大正一〇年に下出書店から出たが、これに新たに数篇の論文を追加収録して二部に分

け、主として旧版にあったものを第一部、追加論文の多くを第二部とした上大正一五年に同文館から、新装再版された。本巻に収められたのは、この十五年版である。第一部の巻頭論文「社会主義と企業者の職分」は大正一〇年一月『国民経済雑誌』に発表されたが、執筆は『上田貞次郎日記』によると前年（一九二〇年）の十一月になつてゐる。

当時賑やかだつた幾多の社会主義論の何れもが見落してゐた重要な一点を剔出して、「社会改造」にたいする現実的論議に不可欠な視座を設定した独創的論文として今に至るまで高く評価されている。これに続く第二の論文は労働者による生産事業の協同経営を論じた「労働者生産組合」であり、母校の研究機関誌『商学研究』の創刊号に寄せられた。他の五篇は、社会主義、資本主義、消費組合を論じた英人の著作などの書評又は紹介である。第二部は、夫々、租税と社会政策、官業会計、小工業問題、を取上げた三篇の論文のほか、国際労働会議を紹介した二篇の論文を収めている。これらのうち、「小工業問題研究」は、大正六年二月の社会政策学会大会の報告を整理したもので、わが国における中小企業研究に礎石を据えた労作として知られている。しかし、この本の中核をなすものは何と云つても巻頭論文とみられるから、その内容を少々詳細に紹介したのち、他の諸論文は概ねこれとの関連において解説を加えたい。

「自分は今の企業者の才幹が社会主義の来ると共に無用にならぬのみならず却つて益々其職分の重要になることを固く信じてゐる。是が本篇を草する所以である。」と「社会主義と企業者の職分」の冒頭に述べてゐる。現代の資本主義においても営利のみによって動かされてゐる企業者のそう多くないことを実業界の人々にたいする質問によつても確めてゐるが、営利の為に動いてゐるとしてもその生産組織の運営に秀でた才幹をもつ企業者及びその高級使用人、俗に云う実業家階級を必要とする。彼等の才能は社会主義の社会にあつてもその生産能力を維持するために活かされなければなるまい。また公営に適しない企業があるはずである、と主張する。「一部の社会主義者は資本主義の

企業者が悪人なる故に資本主義を亡すべしと主張するかも知れない。自分は若し今の実業家がそんな悪人ならば社会主義的改造の見込なしと思う。実業家が営利以外の動機によって動きうることを、特に『創造の動機』又は社会奉仕の動機に依つて動きうる事が社会主義を可能ならしむるのである。ロシアの労働政府は実業家タイプの人物を採用して生産事業を指揮させ、実業家は労働者に対して訓練を加えつつあると伝えられるが、事実そうだとすれば、労働者専制という建国の精神に反することになるが、大規模生産組織に実業的才幹を必要とする証明になると述べる。しかし、労働者自身による産業自治の可能性を先生は否定はしていない。労働者の精神的進歩、自治能力の發達、産業管理に関する理解の向上、によって漸次に産業自治制度が建設されると思うと述べ、その自治機関の指導者は実業的才幹の秀でた人物でなければならず、社会的責任を取り衆人の希望を負う将来の「キャプテン・オブ・インダストリー」となるとみている。かれらは、今の実業家と異なり企業利潤の刺戟よりも創造の動機又は社会奉仕の動機によって働き、資産の大なるによってではなく唯その実力才幹つまり頭脳労働によって社会に重きをなす。そしてこのような人材はすでに株式会社によって用意されつつあるとみる。ただし、「株式会社制度が現代の経済組織に与うる所の一特色は企業者職分の分担であるから」であり、将来の社会では個人株主が消滅して、重役は株主の代理でなくして、公共団体の代理として経営に当ることになる。

次いで、社会改造の速度についてそれが漸進的であると述べ、官公事業の非能率とその改良策にふれたのち、民間事業のまま社会化する方途——公益事業としての特許と監督——を提案し（なお、公益事業にたいする監督などについては、東京市政調査会の意見調査結果とそれにもとずいて同会が作成した法案について先生が見解を表明された論文二篇を参考までに本巻に収録した）、最後に社会化の困難な分野の存在することを明らかにし、かかる分野の企業に対する政策に言及したのち、私企業の成敗は「一家の私事」や「自分の損益」の問題ではなく、数万人の生活に大きく関係する

ことになったとしてその社会的責任を説き、今や実業家の地位も亦「一介の町人にあらずして天下の公人とならねばならぬ」と結んでいる（本巻所収の「実業家の社会的責任」―大日本蚕糸会創立三〇周年記念講演―でも、日本の実業家についてその地位の変遷を明らかにしたのち、略々同様な言葉でその社会的責任殊に景気安定と労働問題にたいする責任を強調している）。

以上に明らかかなように先生の一時傾いていた社会主義は英国労働党を中堅とする第二「インターナショナル」の流れに沿うもので、第二「インター」が大正一〇年八月ジュネーヴで開いた総会の報告の要旨を論文中に紹介したのち「社会主義の社会において無用となるものは単純なる資産家、素封家の類にして実力ある実業家は悉く其位置を得ることになるであらう」と述べている。企業家の職分が「体制」を超えて必要とされるという認識は、長年にわたって「商工経営」を研究し将来経営幹部たるべき優秀な青年を教育されてきた先生にとっては当り前だったのかも知れないが、確かに一般思想家達が見落していた重大な盲点であった。

この論文が発表されたのと略々時を同じくして企業者の「職分」を重視した主張が西の英国で発表されたことは注目に値する。一九二一年春出版され忽ち版を重ねたトローネーの『獲得の社会』がそれである。これは現実の財貨獲得、営利中心の社会（Acquisitive Society）を批判して、職分中心の社会（Functional Society）の理想を説いたものである。「有朋友自遠方来、亦不楽乎」の一句を冒頭に掲げ、結論において一致せぬ点があるけれども、「此論調において、又其着想に於いて余の云わんとする所、又は既に言いたる所を、外国語で書いて呉れたのが此書であると思ふ」と前置して、ヘトローネー氏著『獲得の社会』の題名の下に早速この書の大要を『商学研究』第一巻三号に紹介している。その要旨はつぎの如くである。社会を組織する各人は必ず社会の為に何等かの職分を持つべきで、その職分を尽くすに必要な権利を与えらるべきである。今の社会組織はこの権利と義務が主客転倒しているために不安を生ずる。社会奉仕ではなく営利を目的として経営する産業主義は、国を守るべき軍隊が武威を輝かさんとして国民を苦し

めている軍国主義と共に、目的と手段の取違えである。専制君主時代のように個人がその努力によって得たものを貴族や教会が種々の名儀で取上げるのは不合理であるが、働かぬ人に財産が与えられるのは不合理である。個人の社会的職分に伴うか又はその必要条件となる財産を奨励すると共に、然らざる財産は廃止されなければならぬ。しかし、後者を国有に移せば国家権力が強まり個人が職分を尽くす自由まで束縛されるから、むしろその産業に従事する総べての労働者の団体の管理に移すべきである。そうすれば、労働者は今の産業社会とは違って勤労意慾を高め能率も亦向上するであろう。もちろん労働者の団体では支配人、技師、事務員等の精神労働者を排除すべきではない。今は營利的企業者の代理人として働くが、社会化された将来の産業では専ら産業のために働くこととなる。このようにトローネーが企業者の職分を認めている点が一致しているとしながら、産業の管理を労働者の団体に任そうとしている点については、ウェップ氏と共に、「民主制は今尚政治的にも産業的にも幼稚の時代を脱していない」ことを理由に、ギルド社会主義者トローネーの樂觀に追隨し難いと批判している。

労働者による産業の自治については、「労働者生産組合」(一九二一年)という論文の中で、ジョン・スチュワート・ミルの予言から筆を起している。ミルは『経済原論』(一八四八年第四卷第七章)で、労働者が唯賃金を支給する者の為に従属的地位に就くことに不満を感じるに至るであろうから、労働者に独立の地位を与える必要があり、労働者による協同組事業はこの必要に応えたと説いている。この種の事業は資本家の企業と競争して後者を衰退せしめ、遠い将来、労働者の独立と大経営の利益が完全に調和される望みがあると述べた。しかし、この予言があつてから七十三年になるが、この種の生産組合は、消費組合の著しい発達とは対照的に、幾たびか起つては亡んで了つた。利潤分配制や労働者参加の制度も一部の成功を収めたに止まる。このようにミルの予言は裏切られたが、企業の民主化なくしてデモクラシーを語ることができないから、かかる民主化の方途を探り出す必要ありとする問題提起は依然

として活きていると述べて、生産組合失敗も研究に値する貴重な体験であるとして、歐洲各国における歴史を、リーフマン、シュモラー、フェイ、などの著書に拠って回顧しながら、ギルド社会主義を「一種大規模の生産組合」であるとする。そして、その革命的氣力を評価しながらも、畢竟、生産組合百年の失敗をただ大規模に、産業間の利害対立という形で繰返す危険が大きいとみるウェップ氏の見解に与する。産業の管理者として労働者が必ずしも適しないとするれば、消費者は如何。消費者の団体こそが正に適切な管理者であるというのがジード及びウェップであることを両氏の消費組合論の概要を紹介したのち明らかにしたのが、「ジード及びウェップ両氏の消費組合論」である。あくまで消費者の団体として宗派政党を超えてその力を發揮し、営利事業に代わるところに消費組合の目的があるとするのがジード氏の立場であり、消費は生産の目的であるという根本的立場から事業の管理権を労働組合に引渡すべきでないとするのが、ウェップ夫妻の立場であることを明らかにしている。任意団体たる消費組合を産業の主人にすべしとするウェップ氏の消費組合論は個人主義者からとギルド社会主義者からの双方の攻撃に向けた「諸刃の劔であろう」と結んでいる。

なお、社会主義的改造に対する非社会主義者の批判者としてマーシャル博士とウキザー氏を取上げているのが、「社会主義的産業組織に対するマーシャル博士の批評」と「ウキザース『資本主義擁護論』を読む」である。前者は、大著『産業及貿易論』の付録論文「産業協同化及集産化の功罪」の、後者は『資本主義擁護論』の、何れも紹介を主としている。

以上が第一部の内容であるが、増補版の序文において、「その後余の思想に些少ながら変遷ありて、今は明らかに新自由主義を標榜することとなったが(中略)、旧稿は勿論そのままとしてある」こと、「第二部はその取扱う問題についても改造にたいする態度についても幾分第一部とは異っている」こと、を述べている。その第二部の最初の二篇は社

会政策に関する論文であり、一つは、「英国における社会政策」という題名の下に自由党政府が一九〇六年から一一年までに、小農への土地貸与、老令年金、最低賃金、国民保険、などの社会改良を強制的な公共制度として、不勞所得にたいする課税を財源として導入したことを述べ、これらの政策が人民の代表者特に労働党の賛成により貴族階級に反対して——政府は上院拒否権に制限を加えた——進められた点において、社会民主党の運動を鎮圧する手段として実行されたビスマルクの政策と異なり、新自由主義の性格をもつことを主張している。他は「租税と社会政策」という題名の下に、当時の社会政策学会における一部の主張に反対して、分配を公平にするための課税は正義に反するものでなく、生産力を増大させるものであると弁護し、不勞所得への課税は貯蓄に影響しないことを主張している。次に収められた「官業会計法一新の急務」は、官業の拡張は時代の大勢であり、その経営が官僚主義の弊に陥らぬよう会計制度の面から改革を加うべきことを論じたもので、先生の社会改造の論議が会計制度にまで配慮の届いた実学的性格をも具えていたことを明らかにしている。つぎの「小工業問題研究」は、小工業小農は決して一部の論者の主張するように消滅するものではなく存続すること、但し存続の理由を失う小工業や家内工業も少くないが、これらに中産階級又は家庭生活の確保という名目から保護を加えることは時代錯誤の政策であること、存続の理由をもつ小工業、家内工業にたいして最低賃金や徒弟取扱いの取締りによって労働者にたいする圧迫を防ぎ、教育機関、試験所を備え、金融の便を図り、共同化を促進して能率の増進を図るこそ妥当な政策であること、を具体的事例を紹介しながら説いている。わが国における中小企業論の古典とも称すべき論文であるが、ここでは社会改造の視野のなかに中小企業が見落されなかつた点に注意を喚起したい。最後の二篇は何れも国際労働会議を取上げており、「第一回国際労働会議の顛末」は、同会議に政府代表に任命された同郷の先輩となった先生が事前の研究と会議での見聞にもとずいて執筆したもので文語体で表現されており、「国際労働会議の由来」は英米の出版物の紹介の形で会議の

前身になった諸運動を絞っている。その後、この会議で成立した労働条約案のわが国での批准を促進するため国内世論を喚起せんと、「華府労働条約と我國の立法」、「國際労働条約の批准について」の二篇を夫々大正一〇年と一一年に「外交時報」に寄せ、その後四年を経て国内關係法規の改正を漸く見ようとするに及んで、「労働法規の実施と國際會議」、「労働立法に関する國際的圧迫」と題する二論文を発表して政府及実業家のみならず、世論も亦國際労働条約案の実現に極めて消極的であったことを非難している。これら四篇は単行本に収められてはいないが、関連が深いので序でに取上げた。これら六篇のなかに当時著しく劣悪だったわが国の労働条件の改善に寄せた強い関心と情熱を讀み取ることができよう。

以上、『社会改造と企業』について、その内容を稍々詳細に——と云つても輪廓の素描に過ぎないが——紹介してきたが、これはこの著書が先生の優れた学風を最もよく窺わせる労作の一つであり、かつ先述の如く本巻の大黒柱となつていてと考えられるからである。經濟をあくまで社会としてみて、この社会の運営に生産者と消費者が参加し、生産者はさらに企業者と労働者に分れ、これらの間の協力なくしては生産は發展せず生活水準も文化も向上しえない。しかもこれらのあいだに利害は対立し、その調整は決して容易ではない。生産手段の社会化のみによっては解決できない問題があることが指摘されているわけである。生産手段の社会化された国々においても企業者の職分の存続することを指摘した先生は、そのような国では官僚独善が強くなり企業者職分が圧殺され易い危険を、ソ連經濟のその後の推移によつて強く感じ、官僚勢力の特に強い日本ではその危険が殊に大きいことを憂慮されて、やがて新自由主義へと移つていったと思われる。しかし、その点は第七巻に譲り、ここではこの論文集で取上げられている諸問題がなお未解決に残されていることを、第二次大戦後の英仏伊の産業社会化後の諸問題や、ソ連及東欧における「經濟改革」とその挫折が、何よりも雄弁に物語っている現実を注意を喚起して、眼を他の諸論文に転じよう。

「アダム・スミスの経済政策」は、スミス生誕二〇〇年を記念した『商学研究』特別号に発表された。スミスの国富論についてはすでに大正六年四月から八年二月まで当時の専攻部学生に対して講義をしていたが、この論文を執筆したこと自体が自由主義への思想転換の開始に起因する旨『日記』に明らかにされている(『上田貞次郎日記』大正八年—昭和一五年、八及九五頁)。スミスの経済政策の原則が自然的自由の制度、すなわち自由競争にあったことを是認しながら、この原則にはかなりの例外を認めていたことを看過すべきでない指摘する。営業や職業の自由を保証する枠組は国家の任務たる国防、司法、公共事業によって初めて確立される。またスミスが決して国民を忘れていなかったことは、「国防は経済より重し」として、海運に保護の例外を認めたことに明らかである。また、異なる職業や営業に追われる人々に国民として共通の基礎知識を与える小学校教育の重要性を説き、義務教育をさえは是認した。彼が痛撃したのは、重商主義時代から継承され、しかも新時代に不適當となってしまう保護や制限であった。「重商主義は国家あるを知って社会あるを知らなかったが、スミスに至って国家は社会の上に築かれたものであることを明瞭にしたということが出来る。」この社会が個人の利己心にもとづく活力によって発展した分業社会であることは云うまでもない。この分業社会は国内のみならず国際間にも発展する。しかし、スミス自身は貿易の自由が英国に全面的に回復されると望むことはユートピアの実現を望むと同じだと云っている。そしてその理由として、世論に偏見があるのみならず、重商主義政策によって生じた諸独占に結びついた多数の個人の利害関係が恰も過大に膨脹した陸軍のように政府を威圧し議會を脅かしていることを挙げている。これらを明らかにした上、この自由放任政策がこの古典の書名が示すようにあくまで生産のみを取上げて、分配を忘れていた点を批判する。エリザベス以来の唯一つの偉大な分配政策たる救貧法に関して、単に労働の移動を妨げる点のみを問題にしていることに奇異の感を表明し、自由放任政策の欠点がここにあると指摘している。最後に、『国富論』を読んで得た最大の教訓は、「自由主義と資本主

義が同義でない」ことであると述べ、明治政府の経済政策はスミスの痛撃した重商主義政策に酷似しており、その保護政策によって短期間に発達した資本主義は今後、議会と政府を動かして、国家の利益を旗印に消費者を搾取するに至る怖れがある。スミスは十八世紀の英国をこのような状態に陥つたものとみて、国の内外にわたる制限を生んだ諸独占にたいして自由放任を主張したのであり、彼の自由主義は「資本家の圧迫から消費者を解放する所の一種の社会政策であった」と結んでいる。そしてこのような重商主義的過保護からの解放をめざす産業政策なり社会政策の日本における必要と遅れが、「今後の産業政策と社会政策」において、また震災後の火災保険にかんする政府援助に関連して「経済政策より見たる火災保険問題」のなかで指摘されている。

さて、本巻に収められた他の単行本たる『戦時経済講話』は、その序文に示されているように大正四年八月に文部省の実業教員講習会で受持った講義の覚書にもとずいて著述されたものである。先生が歐洲に滞在して大戦を経験したのは四ヶ月足らずである。従つて主として英国の経済雑誌にもとずいて書かれている。開戦いらい約一ケ年ほどの英独の戦時経済の推移を金融、食糧、外国貿易、労働、財政について描写し、最後に日本における反響について述べている。何れも資料の許す限り具体的に、筋道を追つて判り易く解明し、戦後に残るべき問題についても重要な示唆を与えている。殊に第一章では戦争の起りそうもなかつた諸状況が一変して世を挙げて戦争へと傾いて行く趣が流石に当時現地に居られただけに手に取るように活写されている。このほかに、開戦以来二ケ年の増税政策の推移を述べた「英国戦後の経済政策」と、戦争に必要な資源の確保とインフレの抑制を狙つた増税及び貯蓄による「所得」の「徵募」を述べた「英国の戦時勤儉論」がある。これらは何れも戦後への示唆に富む展望を含んでいる。戦後については、一九二二年の総選挙で自由党を越えて第一の野党となつた労働党の躍進の経済的背景を解説した「英国政界における労働党の地位」（大正一二年）と、英国の労働組合の大戦中及戦後の変化を英書の紹介をかねて説述した「英

国労働組合の現状」(大正一四年)がある。

また、戦後の産業合理化を新聞紙上に紹介した「歐洲における合理化運動」(昭和五年)、わが国の米及び生糸の価格政策に参考たるべき外国の価格調節政策を取上げた「米及生糸の価格調節を中心として」とチリの硝石やドイツのカリなどの独占的統制を取上げてその永続し難いことを教えている「自然的独占品の価格統制」(何れも昭和六年)がある。第一次大戦後の恐慌対策を取上げたものとしては、別に米国の産業復興法の内容を紹介し、その性格を明らかにした「米国の景気挽回策」(昭和八年)がある。これは同年八月のカナダで行われた太平洋會議に出席した時に入手した資料によって発表された、当時としては新知識であった。

昭和六年に勃発した満洲事変は昭和十二年には遂に日華事変に発展し、日本經濟は戦時体制に突入した。前年末東京商科大学長に任ぜられた先生は、二十数年前に親しく現地で見聞した英独の戦時經濟への転換を回想しながら、諸教授分担の戦時經濟特別講義に自ら総論を担当して諸課題を明らかにしたが、それが「戦時經濟の輪廓」(昭和一二年十一月報告、翌年一月『一橋論叢』創刊号所収)である。この論文は、本巻に収められた論文としては最も晩年のものである。戦争に必要なものは三つのM、マン、マネー、マテリアルであると述べた一英元帥の言を引用して、金と物と人について動員を考察している。金や物の統制に比べて、人力の統制については用意が充分でないとし、熟練労働の確保及び養成の必要にふれ、軍需生産のための労働強化が健康と能率に及ぼすべき悪影響を恐れ、労使共にこの問題にあまりに無関心ではないかと憂えている。

このほか、五十銭銀貨に代わって発行された小額紙幣を将来の補助紙幣として長く流通せしめよとの提案をし管理通貨への志向を示している「小額紙幣の発行とその将来」という論文(一九一八年)と、社会事業講座に発表された「經濟学概論」(一九二八年)が収められている。經濟通論は早くから先生が担当してきた科目であり、それだけに

重要な諸項目を概ね洩らさず、時に内外の史実や具体例を引用しながら平易にかつ要領よく四〇〇字詰約八〇枚の分量のなかで講述している。経済政策や社会政策への示唆も散見されて興味深い。

終りに本巻の主題に関連して以上の解説を系統的に要約すれば、つぎの如くなる。「社会改造」における社会は産業社会であり、これにたいして主張された社会主義への改造がやがて資本主義の改造あるいは改良に移った。しかし、その改良は上からの「飴」の政策と異なる下から盛上がる漸進的改造として強調されている。何れにせよ、戦争への企業社会の改造の体験が戦後におけるこれらの改造又は改良を促進し、戦後の不況切抜けの努力も亦これに関連のあつたことは明白である。しかも、現実としての「社会主義」にあつても、今やその改良が避けて通れない重大課題となつている。誠に先生が『社会改造と企業』の序文に述べられたように、「人類は今後尚無限の道程を歩まなければならぬ」のである。そして、この改造又は改良において中心をなすものが、「エコノミックマン」でない活きた人間であること、かれらが企業において諸々の産業の経営者として労働者としてあるいは消費者として相互に対立し、しかもその対立を克服しながら協力していかなければならないこと、また改造の奉仕すべき真の目的が個人の尊厳と自由であること、をこの巻に収められた著書と論文を通じて、先生が今もなおわれわれに教えているのである。

(松尾弘・太田英一)

昭和五〇年九月三〇日発行

上田貞次郎全集

第四卷

社会改造と企業（非市販島）

著作権者 上田正一

編集委員代表 猪谷善一

” 山中篤太郎

” 小田橋貞寿

東京都千代田区神田一ツ橋二ノ一ノ一 如水会館内

上田貞次郎全集刊行会 発行

代表 猪谷善一 / 茂木啓三郎 / 上田正一

東京都文京区大塚三ノ五ノ四（電話東京九四三―四九八一）

△製作担当▽ 株式会社 第三出版

三五周年記念出版

上田貞次郎全集 全七卷

編集委員代表 猪谷 善一／山中 篤太郎／小田橋 貞寿

第1卷 〈既刊〉 経営経済学 〈解説〉末松 玄六

第2卷 〈既刊〉 株式会社経済論 〈解説〉青葉 翰於

第3卷 産業革命 〈解説〉猪谷 善一

第4卷 〈今回配本〉 社会改造と企業 〈解説〉太田英一／松尾 弘

第5卷 貿易関税問題 〈解説〉大泉 行雄

第6卷 日本人口論 〈解説〉小田橋 貞寿

第7卷 新自由主義 〈解説〉山中 篤太郎